

鳴門教育大学学生表彰規程

平成16年 4月 1日

規程第 66 号

改正 平成16年11月10日規程第101号

平成17年 3月14日規程第 22号

平成22年 3月24日規程第 52号

平成24年 3月19日規程第 33号

平成27年 8月25日規程第 39号

平成29年 3月 8日規程第 57号

平成31年 3月13日規程第 44号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第85条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学の学生表彰に関し必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学生又は本学の学生を構成員とする団体で、次の各号の一に該当し、かつ、本学の名誉を高めたと認められるものとする。

- (1) 学業及び研究活動等において、学会又は社会的に高い評価を得たもの
- (2) 課外活動において、全国大会等のスポーツ競技会で優秀な成績を収めたもの又は芸術・文化活動で作品・公演等が全国規模の審査等で賞を受けたもの
- (3) 社会活動（ボランティア活動、人命救助等）で公的機関等において表彰されたもの
- (4) 国際協力・貢献に関し、顕著な功績があったもの
- (5) その他前4号に準ずると認められる功績等があったもの

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、指導教員又は顧問教員等の申出に基づき、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4号の被表彰者の決定については、国際交流委員会の推薦に基づくものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、原則として年2回とし、学生支援委員会が定める日に行う。

(公表)

第6条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月10日から施行し、平成16年10月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。